相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第１６６４号

埼玉県さいたま市浦和区岸町７―12―４　ニチモビル501　岡村茂樹法律事務所
申立人　堀　　將三
本籍新潟県上越市安塚区菅沼1138番地、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区大成町１丁目441番地、死亡の場所さいたま市桜区、死亡年月日平成22年４月８日、出生の場所東京府東京市神田区、出生年月日昭和５年１月22日、職業不詳
被相続人　亡　佐藤　花子
催告期間満了日　平成23年８月12日
さいたま家庭裁判所

平成２３年（家）第７００２０号

大阪市北区西天満３丁目４番５号　西天満ワークビル301号
申立人　弁護士　川合　清文
本籍大阪市西成区梅南２丁目１番地、最後の住所大阪市住吉区我孫子東３丁目10番６―203号、死亡の場所大阪市住吉区、死亡年月日平成22年４月16日、出生の場所大阪市浪速区、出生年月日昭和25年４月９日、職業無職
被相続人　亡　西岡　正司
催告期間満了日　平成23年８月３日
大阪家庭裁判所

平成２３年（家）第４２００１号

東京都世田谷区玉川３丁目15番７号　山田ビルＢ―303
申立人　司法書士　藤田　雅夫
本籍横浜市中区寿町４丁目14番地１、最後の住所横浜市青葉区松風台13番地13　ライフコミューン松風台、死亡の場所川崎市麻生区、死亡年月日平成22年５月４日、出生の場所東京府東京市杉並区、出生年月日昭和15年３月18日、職業無職
被相続人　亡　清水　耕一
催告期間満了日　平成23年８月18日
横浜家庭裁判所

平成２３年（家）第６９号

名古屋市昭和区御器所通３―18　エスティプラザ御器所４Ａ　小野万里子法律事務所
申立人　小野万里子
本籍名古屋市千種区下方町６丁目38番地、最後の住所名古屋市中区大須１丁目25番19号、死亡の場所名古屋市昭和区、死亡年月日平成３年10月22日、出生の場所名古屋市中区菊里町77番地、出生年月日昭和10年２月12日、職業不詳
被相続人　亡　山田　鶴樹
催告期間満了日　平成23年８月17日
名古屋家庭裁判所

平成２３年（家）第６号

三重県津市栄町２丁目466番地
申立人　楠井　嘉行
本籍三重県度会郡玉城町田丸37番地１、最後の住所三重県伊勢市大湊町620番地、死亡の場所三重県松阪市、死亡年月日平成21年10月２日、出生の場所三重県度会郡御薗村、出生年月日昭和29年10月19日、職業無職
被相続人　亡　西田　幸子
催告期間満了日　平成23年８月15日
津家庭裁判所伊勢支部

平成２２年（家）第３４５４号

京都市中京区堺町通丸太町下ル橘町84番地北川ビル２階
申立人　平田　武義
本籍徳島県鳴門市大麻町池谷字中津81番地、最後の住所京都市上京区室町通一条下る薬屋町419番地　日興御所前スカイマンション106号、死亡の場所京都府長岡京市、死亡年月日平成21年３月31日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和５年５月27日、職業無職
被相続人　亡　鳥養　みよ
催告期間満了日　平成23年８月15日
京都家庭裁判所

平成２３年（家）第７００３４号

大阪市淀川区西宮原１―４―15―602
申立人　弁護士　竹川　幸子
本籍福井県越前市村国３丁目４番地16、最後の住所大阪市福島区吉野５丁目６番11号　福島ともしび苑、死亡の場所大阪市西淀川区、死亡年月日平成21年９月29日、出生の場所京都市上京区、出生年月日大正８年12月25日、職業無職
被相続人　亡　橋本　和子
催告期間満了日　平成23年８月３日
大阪家庭裁判所

公示催告

平成２３年（へ）第１号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を届けられたい。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに届出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

長崎県佐世保市早苗町281番地16
申立人　戸田　昌秀
権利を争う旨の申述の終期　平成23年４月30日
平成23年１月11日　　佐世保簡易裁判所
（別紙）　目　録
１　所在　佐世保市早岐一丁目
地番　145番１
地目　宅地
地積　131.57㎡
登記年月日・受付番号
長崎地方法務局佐世保支局昭和38年６月28日受付番号第1356号
登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　昭和38年６月27日設定
借賃　土地は１月金１万円
建物は１月金１万円
支払期　毎月末日
存続期間　契約の日から５年
特約　賃借権を譲渡し又は転貸することができる
賃借権者　佐世保市比良町88番地
浜田　慶義
登記年月日・受付番号
長崎地方法務局佐世保支局昭和38年７月９日受付番号第1438号
登記した権利の内容
登記の目的　１番賃借権変更
原因　昭和38年７月６日変更
存続期間　契約の日から土地につき５年、建物につき３年

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２２年（家）第１０４３１号

千葉県八千代市八千代台西10―７―24
申立人　石井　　武
本籍東京都墨田区墨田５丁目233番地、最後の住所東京都目黒区自由が丘３丁目３番３号レオパレス自由ヶ丘
不在者　石井　静子
昭和22年12月８日生
公示催告期間満了日　平成23年８月13日
東京家庭裁判所

平成２２年（家）第１０１７４号

東京都豊島区北大塚３―12―20
申立人　松嶋かよ子
本籍東京都荒川区西尾久１丁目2046番地、最後の住所東京都板橋区中町46番１号
不在者　小嶋　幸男
昭和19年３月24日生
公示催告期間満了日　平成23年８月13日
東京家庭裁判所

平成２２年（家）第７５７４号

大阪府東大阪市花園本町２―３―32
申立人　西村　節子
本籍大阪府大阪市此花区春日出南２丁目16番地、最後の住所大阪市東淀川区南方町501
不在者　南　　明
昭和３年４月18日生
公示催告期間満了日　平成23年８月20日
大阪家庭裁判所

平成２２年（家）第１９４９号

千葉県市原市馬立1945番地４
申立人　三浦　眞也
本籍大分市三川上１丁目98番地、最後の住所大分県臼杵市大字臼杵５番地
不在者　三浦　ユキ
明治41年２月10日生
公示催告期間満了日　平成23年８月15日
大分家庭裁判所